

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年5月15日から同年6月13日までの間、「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、18件の御意見を頂きました。

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれらに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

遺失物法施行規則の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第16号）

2 命令等の案を公示した日

令和8年5月15日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の規則案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 18件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	18件
電子メール	0件
郵 送	0件

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」関係

規則案について、

- 今回のデジタル身分証による本人確認の導入に強く賛成といった御意見があったほか、
- 機器の調達や予算確保等の事情により、一部の警察署等でカード代替電磁的記録による本人確認ができないといったことを防ぐ取組はあるのか
- 現場において偽造されていないことを確認する手段がないため、デジタル身分証を本人確認方法として加えることに反対し、その他は賛成といった御意見がありました。

以下、本改正の趣旨について説明します。

現在、警察署長等は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、その者が当該物件の遺失者であることを確認しなければならないこととされており、氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること等により当該確認を行っています。

本改正は、警察業務のデジタル化を推進することとしている中、遺失物行政における本人確認方法が書面に限定されていることを課題と捉え、電磁的記録による身分証明書等を利用した確認も可能とすることが主たる目的です。

本改正により、氏名等を証するに足りる電磁的記録の提示を受けることによる遺失者の確認は、全ての都道府県警察において可能となります。

また、カード代替電磁的記録の送信・確認については、現時点ではこれに要する機器が整備されているわけではありませんが、今後、所要の機器の整備に努めてまいります。

なお、デジタル身分証の真正性に疑いがある場合については、他の書面の提示を受けるなど、適当な方法により遺失者の本人性を確認することとしておりますので、返還手続の実効性は確保できるものと考えております。

警察庁としましては、本改正は遺失物業務におけるデジタル化の推進に資するものと考えていることから、原案のとおり定めることとしております。

2 その他

規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 現行の遺失物法施行規則の解釈に関する御意見
 - スマートフォンの返還時の取扱いに関する御意見
- 等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。